

淡路広域水道企業団サービスセンター設置条例

平成 22 年 4 月 1 日

条 例 第 2 0 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 155 条第 1 項の規定に基づき、淡路広域水道企業団企業長の権限に属する事務を分掌させるため、サービスセンターを設置する。

(名称等)

第 2 条 サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
淡路広域水道企業団 洲本市サービスセンター	洲本市本町三丁目 4 番 10 号	洲本市給水区域
淡路広域水道企業団 南あわじ市サービスセンター	南あわじ市市善光寺 22 番地 1	南あわじ市給水区域
淡路広域水道企業団 淡路市サービスセンター	淡路市久留麻 239 番地 1	淡路市給水区域

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 6 日から施行する。